

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



54歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

経営者が知っておきたい企業型DCの「自動移換」

転職・離職時に起こりがちな 企業型DCの自動移換

こんにちは、高橋学です。転職・離職時の企業型確定拠出年金(企業型DC)の手続き漏れによる「自動移換」が年々増え続け、問題となっています。そこで今回は、転職・離職時の企業型DCの持ち運びと自動移換について詳しく見ていきましょう。

企業型DCに加入している人が転職・離職した際には、転職先の企業型DCやiDeCoなどに年金資産を持ち運ぶ手続きが必要です。しかし、6カ月以内に何も手続きをしないと、国民年金基金連合会にその資産が移されることとなり、これを自動移換と呼びます。自動移換されると、年金資産は現金で管理され、運用機会を逸するうえに、手数料が引かれて年金資産が目減りします。さらに、自動移換中は確定拠出年金を受けるための通算加入者等期間に算入されず、受給開始の時期が遅れる可能性もあります。

なお、自動移換を減らすため、企業型DC導入企業は、従業員が退職する際には自動移換とそのデメリットなどについて適正な説明をすることが求められていますので、理解を深めておきましょう。

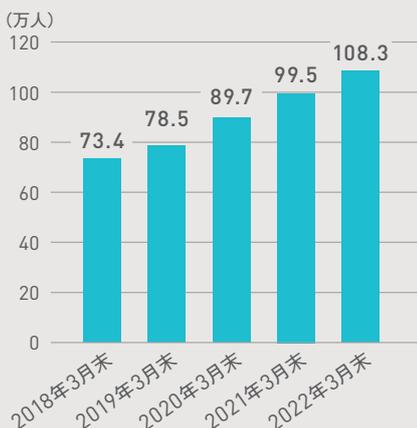
前の勤務先で、企業型DCに 加入していた転職者への対応は

一方、前の勤務先で企業型DCに加入していた人が転職して入社した場合、企業はどのような対応が必要でしょうか。企業型DCを導入している場合は、前職の企業型DCの資産を持つてくることと、自社のDC制度について説明する必要があります。企業型DCを導入していない場合は、年金資産の移し先に、iDeCo、通算企業年金があることを伝えましょう。iDeCoは運営管理機関と運用商品を個人が選んで契約・運用する年金制度で、全額所得控除を受けながら新たな掛け金を積み増せます。通算企業年金は企業年金連合会が運営する終身年金で、年齢に応じて0.25~1.25%の予定利率(2023年5月末現在)で運用され、原則65歳から生涯にわたり年金が支給されます。新たな拠出はできません。両者の主な違いは図表2の通りです。

なお、6カ月以内に移換手続きを行わず、転職前の年金がすでに自動移換されてしまった場合も、企業型DCやiDeCoに加入すれば、国民年金基金連合会にある資産が自動的に移されます。ただし通算企業年金はいったん自動移換されると利用ができません。



■ 図表1 自動移換者数の推移



■ 図表2 iDeCoと通算企業年金の違い

	特徴	手数料
iDeCo	<ul style="list-style-type: none">個人が運営管理機関を選んで契約・運用する年金制度。運営管理機関により運用商品が異なる税制優遇を受けながら新たな掛け金の拠出ができる	<ul style="list-style-type: none">国民年金基金連合会へ加入時に2,829円、拠出ごとに105円事務委託先金融機関(信託銀行など)へ毎月66円、給付時に440円運営管理機関に都度支払う手数料あり(金額は運営管理機関ごとに異なる)
通算企業年金	<ul style="list-style-type: none">企業年金連合会が運営する年金制度移換時の年齢に応じて0.25%~1.25%の予定利率で運用される新たな掛け金の拠出はできない	<ul style="list-style-type: none">移換時に事務費が発生する(1,100円~3万4,100円)

(出所)図表1は、国民年金基金連合会「iDeCoの制度の概況(令和4年3月末現在)」(数字は累計)、図表2は国民年金基金連合会、個人型確定拠出年金iDeCoポータルホームページ等を参考に筆者作成。図表2のデータは2023年5月末現在